

公益社団法人日本超音波医学会認定超音波工学フェロー資格更新実施内規

(平成14年 9月20日制定)
 (平成16年 2月20日改正)
 (平成16年 9月10日改正)
 (平成17年 9月30日改正)
 (平成19年 7月27日改正)
 (平成23年 1月 7日改正)
 (平成24年12月21日改正)
 (平成25年 4月 1日改正)
 (平成25年 8月23日改正)
 (平成25年11月29日改正)
 (平成27年 2月 6日改正)
 (平成27年 8月 7日改正)
 (平成28年 3月11日改正)
 (平成28年 4月 1日改正)
 (平成29年 8月18日改正)
 (令和元年 8月23日改正)
 (令和 2年 8月 6日改正)
 (令和 3年 1月22日改正)
 (令和 3年 8月20日改正)

- 1 公益社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という。)は、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波工学フェロー(以下「工学フェロー」という。)のレベル保持のため、次により認定更新を実施する。
- 2 工学フェロー資格の有効期間は5年間とし、更新手続きは5年ごとに行う。ただし、資格更新時に満65歳以上である者は、資格更新のための審査を必要としない。
- 3 資格更新を行おうとする者は、申請時まで継続の本会正会員、シニア会員、名誉会員又は功労会員(期間中にここに掲げる一つの資格からここに掲げる他の資格に種別変更があった場合を含む。)のいずれかでなければならない。
- 4 資格更新の審査は、本会認定超音波工学フェロー制度委員会(以下「本委員会」という。)が行う。
- 5 理事長は、本委員会が審査を行い適格と判定した者に、理事会の承認を得て認定証を交付する。
- 6 資格更新には、工学フェローの認定または前回の資格更新を受けてから5年間に、次に定める単位を100単位以上取得していることを要する。ただし、100単位の中に、日本超音波医学会学術集会(地方会は含まず)に参加することで得た単位が含まれていなければならない。

研修・業績単位表

(1)学術集会

	出席(注1)	発表(注2, 3, 4, 5)
A 日本超音波医学会学術集会(注6, 17)	25(単位)	25(単位)(注19)
同上教育セッション	10	10
日本超音波医学会地方会学術集会(注6)	15	15(注19)
日本超音波医学会研究会	10	10(注19)
日本超音波医学会超音波診断講習会	10	10
日本超音波医学会地方会講習会	5	5
B 世界超音波医学学術連合大会及びそれを構成する各連合大会	15	15
C 日本医学会総会(注7)	5	5
日本医学会分科会の学術集会(地方会含む, 注7, 20, 21)	5	5
日本学術会議協力学術研究団体の学術集会(地方会含む, 注7, 20, 21)	5	5
D 指定超音波医学関連学会・研究会・講習会(注7, 8, 9)	5	5
E その他の学会・研究会で本委員会が認めたもの(注10)	—	5

(2)超音波の基礎あるいは臨床応用に関する論文と著書(注4)

「超音波医学」及び「Journal of Medical Ultrasonics」(日本超音波医学会機関誌, 注11)	
原著	50(単位)
その他(速報等)	30
日本学術会議協力学術研究団体の機関誌(注11)	20
その他の学術論文で本委員会が認めたもの(注11)	20
著書(単行本, 注12, 18)	20

(3)超音波医学に関連する特許と実用新案(注13, 14, 15)

特許	20(単位)
実用新案	10

(4)DVDまたはWEB配信による超音波研修(注16)

日本超音波医学会超音波診断講習会	5
日本超音波医学会学術集会教育セッション	5

注1: 出席したことを証明する書類を添付する。

注2: 発表の単位は、出席の単位に加算される。

注3: 単位表に示された発表の単位は、発表、論文、著書とも、筆頭者の場合とする。

注4: 共著者の発表の単位は、発表、論文、著書とも、筆頭者の1/2とする。

注5: プログラムまたは抄録のコピーを添付する。

- 注 6：特別企画の単位は、筆頭者のみとする。
- 注 7：発表の単位は、超音波医学に関するものに限る。
- 注 8：指定学会・研究会・講習会は、会誌等に公示する。講習会に関しては、出席単位のみ認める。
- 注 9：指定超音波医学関連講習会の指定に関しては、各開催ごとに新たに申請し審査をうけること(申請の締め切りは、毎年4月末日と10月末日)、指定超音波医学関連講習会の指定には、「超音波医工学」に関する講習内容と時間(7時間以上)を審査する。
- 注10：国内外を問わないが、超音波医学に関する発表に限る。適否については、本委員会が判定する。
- 注11：別刷または第1ページのコピーを添付する。
- 注12：著書名、編者名、目次、タイトル、著者名、出版社、発行日が確認できるコピーを添付する。
- 注13：発明者に限るが、筆頭の発明者でない場合の単位は、筆頭者の1/2とする。
- 注14：請求範囲が明記されている書類のコピーを添付する。
- 注15：(3)に関する単位は、3件以内とする。外国特許を含む。
- 注16：DVDまたはWEB配信購入日から3年以内に巻末に収録している試験問題に解答し、教育委員会が一定の基準に達していると判定した者のみとする。
- 注17：Ultrasonic Weekの場合、単位については大会毎の設定とする。
- 注18：専門医認定試験問題集の制作に携わった問題集編集委員は、一律20単位とする。
- 注19：演題発表における代理発表について、以下のように扱うものとする。
- 1) 筆頭者が都合により発表できない場合、原則として、共著者に限って代理発表することを認める。代理発表する共著者に付与される単位は、注4に定めるところとする。
 - 2) 演題の筆頭者は、共著者に限って、筆頭者の交代を申請することができる。本申請は、抄録集などの制作状況と密接に関係するため、受理するか判断は、学術集會会長その他の責任者が行うものとする。
- 注20：複数学会が併催された場合の出席単位は、併催学会数に関わらず8単位とする。
- 注21：地方会については、都道府県以上の単位で活動している会を指す。
- 7 工学フェローの資格更新を受けようとする者は、会誌等に公示する期間中に下記の書類を提出し、資格更新審査・認定料を納付しなければならない。
- 一 資格更新申請書
 - 二 研修・業績単位表、及びそれを証明する別刷ないしコピー
(所定の様式にて学会出席単位等の登録がある場合は、その不足する単位数について提出するものとする。)
 - 三 資格更新審査・認定料2,500円を納付する。
- 8 資格更新期限内に取得単位数が規定の点数に達しないことが見込まれる者は、公示する期間内に下記の手続きにより、1年間を限度として、次年度に更新資格が与えられるものとする。
- 一 更新猶予申請書の提出
 - 二 更新猶予手数料の納付
更新猶予申請書の提出、更新猶予手数料2,500円の納付は当該年度の更新手続き締切日までに完了しなければならない。
- なお、更新猶予期間中及び保留期間中は工学フェローを呼称することができない。次回更新手続きを行い、審査を受け適格と認められた後は、更新猶予期間も含めて工学フェローの継続年数に加算できる。更新猶予期間は、更新後の認定期間の1年目として扱われる。この1年間の取得単位のうち前回の不足単位数を充足するために使用された点数は、次の更新手続きには加算できない。ただし、余剰の点数は、次の更新単位に加算できるものとする。更新猶予期間終了時に資格更新のため必要な手続きは、前掲6及び7項に準ずるものとする。
- 9 特別な事情の場合には、証明書(海外留学の場合は招聘先からの書類の写し、病気療養の場合は医師の診断書、育児・介護などの場合は出産を証明する母子手帳の写し、要介護状態を証明する書類の写しなど)を添付して更新保留申請をすることができる。遡っての申請は認めない。保留期間は年単位(留学または療養などの期間の端数は切り捨て)とし、資格更新には、その年数を除き、復帰後と保留期間以前との合計で5年間となる年に通常の更新の手続きを行うものとする。
- なお、更新保留期間中は工学フェローを呼称することができない。
- 10 この内規の改廃は、本委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成14年9月20日から施行する。
- 2 この内規の改正は、平成16年2月20日から施行する。
- 3 この内規の改正は、平成16年9月10日から施行する。
- 4 この内規の改正は、平成17年9月30日から施行する。
- 5 この内規の改正は、平成19年7月27日から施行する。
- 6 この内規の改正は、平成23年1月7日から施行する。
- 7 この内規の改正は、平成24年12月21日から施行する。
- 8 この内規の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 9 この内規の改正は、平成25年8月23日から施行する。
- 10 この内規の改正は、平成25年11月29日から施行する。
- 11 この内規の改正は、平成27年2月6日から施行する。
- 12 この内規の改正は、平成27年8月8日から施行する。
- 13 この内規の改正は、平成28年3月11日から施行する。
- 14 この内規の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 15 この内規の改正は、平成29年8月18日から施行する。
- 16 この内規の改正は、令和元年8月23日から施行する。
- 17 この内規の改正は、令和2年8月6日から施行する。
- 18 この内規の改正は、令和3年1月22日から施行する。
- 19 この内規の改正は、令和3年8月20日から施行する。